

きゅうでんガス [T]

(使用契約条件)

2024年4月1日 実施

九州電力株式会社

きゅうでんガス [T]

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	料 金	1
3	セット契約割引額	4
4	日 割 計 算	4
5	電気需給契約が消滅する場合等の取扱い	5
6	そ の 他	5
附	則	7
別	表	9

1 適用範囲

ここの使用契約条件（以下「この契約条件」といいます。）は、同一の需要場所において、同一の契約名義により、当社が別に定める需給契約条件の電化でナイト・セレクト，おひさま昼トクプラン，季特別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯または高負荷率型電灯プランにより電気の供給を受けるお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

ただし，当社との電気需給契約がないお客さまについても，次のいずれかに該当する場合は，この契約条件を適用することがあります。

- (1) ガスの使用開始にあわせて需給契約条件の電化でナイト・セレクト，おひさま昼トクプラン，季特別電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯または高負荷率型電灯プランによる電気の需給を開始することが明らかで，電気の需給開始に先だってガスの使用を開始される時。
- (2) 当社との電気需給契約の消滅にあわせてこの契約条件の適用を解消されることが明らかで，電気需給契約消滅後にこの契約条件の適用を解消される時。

2 料金

料金は，(1)および(2)を適用して，1月ごとのガス供給条件（以下「供給条件」といいます。）15（使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金および従量料金の合計といたします。

なお，従量料金は，別表（単位料金の調整）により算定した調整単位料金にその1月の使用量を乗じて算定いたします。

(1) 適用区分

料金表の適用区分は，料金の算定期間の使用量に応じ，次のとおりといたします。

使 用 量	適用される料金表
0立方メートルから15立方メートルまでの場合	料金表A
15立方メートルをこえ30立方メートルまでの場合	料金表B
30立方メートルをこえ100立方メートルまでの場合	料金表C
100立方メートルをこえる場合	料金表D

(2) 料 金 表

イ 料 金 表 A

(イ) 基 本 料 金

1月および1契約につき	9 1 3 円 0 0 銭
-------------	---------------

(ロ) 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	2 4 6 円 7 6 銭
------------	---------------

(ハ) 調 整 単 位 料 金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ロ 料 金 表 B

(イ) 基 本 料 金

1月および1契約につき	1, 1 3 3 円 0 0 銭
-------------	------------------

(ロ) 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	2 3 2 円 1 0 銭
------------	---------------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,562円00銭
-------------	-----------

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	217円80銭
------------	---------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ニ 料金表 D

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	2,167円00銭
-------------	-----------

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	211円75銭
------------	---------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3 セット契約割引額

(1) 各月のセット契約割引額は、その1月の料金表の適用区分および使用量に応じ、次のとおりといたします。お客さまは、各月の料金からセット契約割引額を差し引いた金額を支払っていただきます。

なお、セット契約割引額は、その1月の料金を上回らないものといたします。

イ 料金表 A

使用量	セット契約割引額
0立方メートルから5立方メートルまで	100円00銭
5立方メートルをこえ15立方メートルまで	200円00銭

ロ 料金表 B, 料金表 C または 料金表 D

料金表	セット契約割引額
料金表 B	300円00銭
料金表 C	500円00銭
料金表 D	700円00銭

(2) 料金の算定期間にガス使用契約の消滅日を含む場合は、(1)のセット契約割引額を適用いたしません。

4 日割計算

供給条件17（日割計算）(1)の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、2（料金）(1)の料金表 A, 料金表 B, 料金表 C または 料金表 D の適用区分は、料金の算定期間における使用量に30を乗じ、日割計算対象日

数で除した1月換算使用量によります。また、1月換算使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、その端数は、切り捨てます。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、基本料金は、2（料金）(2)の基本料金といたします。

(2) 従量料金

従量料金は、2（料金）(2)を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

5 電気需給契約が消滅する場合等の取扱い

当社との電気需給契約が消滅する場合等、1（適用範囲）に定めるこの契約条件の適用範囲を満たしていないことを当社が確認した場合には、この契約条件の適用を解消させていただきます。この場合、当社が別に定める使用契約条件のきゅうでんガス（一般）を適用いたします。

6 その他

- (1) お客様が、この契約種別から他の契約種別へガス使用契約を変更される場合または他の契約種別からこの契約種別へガス使用契約を変更される場合には、他の契約種別またはこの契約種別による使用契約条件の適用開始日は、原則としてお客様から契約変更のお申出があった日の直後の検針日の翌日といたします。
- (2) お客様が、この契約条件から他の使用契約条件へ、または、他の使用契約条件からこの契約条件へガス使用契約を変更される場合、その適用日は、原則として契約変更の起因があった日の直後の検針日の翌日といたします。
- (3) この契約条件に定めのない事項については、ガス供給条件によるもの

といたします。

附 則

(この需給契約条件の実施期日)

この需給契約条件は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表

(単位料金の調整)

調整単位料金および原料費調整単価は、次のとおり算定いたします。

(1) 調整単位料金

イ 基準平均原料価格

1トン当たり、85,350円といたします。

ロ 平均原料価格の算定

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

また、各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格および1トン当たりのLPG平均価格の単位は、10円とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

ハ 調整単位料金の算定（1立方メートル当たり）

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} \text{調整単位} \\ \text{料 金} &= 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \\ &+ (\text{ロの平均原料価格} - \text{イの基準平均原料価格}) \\ &\times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} \text{調整単位} \\ \text{料 金} &= 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \\ &\quad - \text{(イの基準平均原料価格 - ロの平均原料価格)} \\ &\quad \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

なお、基準平均原料価格と平均原料価格との差額は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で切り捨ていたします。

また、上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨ていたします。

ニ 調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は、その平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金の算定期間

(2) 原料費調整単価

イ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (1) \text{ハ(イ)} \text{により算定した調整単位料金} \\ &\quad - 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \end{aligned}$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= 2 \text{ (料金) (2)の基準単位料金} \\ &\quad - (1) \text{ハ(ロ)} \text{により算定した調整単位料金} \end{aligned}$$